

令和5年8月21日14時00分
近畿地方整備局

有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました。

1. 指名停止業者及び措置の内容

株式会社 JX 通信社

期間: 令和5年8月21日から令和5年11月20日まで(3ヵ月)

範囲: 近畿地方整備局管内

2. 指名停止措置の理由

株式会社 JX 通信社が、次年度発注案件の落札予定者となった後に契約辞退したことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。

<取扱い>

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先> 国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL 06-6942-1141

総務部契約課長 おおぎり 大桐 あつひこ 敦彦 (内線 2511)

総務部契約課建設専門官 いそかわ 磯川 けんいち 健一 (内線 2512)

神戸地方合同庁舎 TEL 078-391-7576

総務部経理調達課長 たくわ 宅和 ゆうじ 祐治 (内線 6310)

総務部経理調達課長補佐 のぐち 野口 みちひさ 道久 (内線 6313)

令和5年8月21日
近畿地方整備局

(株)JX通信社に対する指名停止措置について

1. 案件の概要

株式会社JX通信社は令和5年3月8日に「SNS情報収集業務」(令和5年度役務)の落札予定者となったが、その後特記仕様書の解釈を誤っていることが判明し、特記仕様書に記載どおりの業務を履行ができないとのことで契約辞退を申し出たものである。

2. 指名停止措置理由

株式会社JX通信社が次年度発注案件の落札予定者となった後に契約辞退したことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。

従って、本件については、指名停止3ヵ月を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：東京都千代田区神田錦町2丁目2番地1

(株)JX通信社

代表取締役 米重 克洋

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和5年8月21日から令和5年11月20日まで(3ヵ月)

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(不正又は不誠実な行為)

15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。